

平成 29・30 年度

建設工事の入札参加資格審査電子申請 （追加第 1 回～第 6 回）の手引き 【 共 通 版 】

江田島市総務部財政課

1 申請要件

(1) 次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者（別表参照）
- ウ 申請しようとする業種について，建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による必要な経営事項審査（広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の平成 29・30 年度建設工事の入札参加資格審査電子申請（追加第 1 回～第 6 回）の手引き「5 経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり）を受けていない者
- エ ウで定める必要な経営事項審査において，申請しようとする業種について，年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- オ 資格審査の申請を行うときに，江田島市税の滞納がある者
- カ 資格審査の申請を行うときに，広島県税（県税及び地方法人特別税）の滞納がある者
- キ 資格審査の申請を行うときに，国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者
- ク 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事項について虚偽の申告をし，又は重要な事実について申告を行わなかった者
- ケ プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては，それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- コ とび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う者で，平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいない者
- サ 次の a から c までに掲げる届出の義務を履行していない者
 - a 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - b 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - c 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- シ 申請しようとする業種について，申請日時点において，既に平成 29・30 年度の入札参加資格の認定を受けている者
- ス 申請しようとする業種について，平成 29・30 年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取り下げを行った者（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く）。

- ※ 1 競争入札等に係る指名除外要綱により、江田島市の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。
- ※ 2 会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

別表

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	とび・土工・コンクリート工事※ 又は 解体工事

※とび・土工・コンクリート工事の許可で、解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う場合、平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいることが条件となります。

2 申請の期間について

資格審査受付システム	申 請 期 間
追加第 1 回	平成 29 年 5 月 8 日（月）～平成 29 年 5 月 12 日（金）
追加第 2 回	平成 29 年 7 月 3 日（月）～平成 29 年 7 月 7 日（金）
追加第 3 回	平成 29 年 10 月 2 日（月）～平成 29 年 10 月 6 日（金）
追加第 4 回	平成 30 年 2 月 5 日（月）～平成 30 年 2 月 9 日（金）
追加第 5 回	平成 30 年 5 月 7 日（月）～平成 30 年 5 月 11 日（金）
追加第 6 回	平成 30 年 9 月 3 日（月）～平成 30 年 9 月 7 日（金）

- ※ 1 この間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。
- ※ 2 各項目の入力要領については、広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の「平成 29・30 年度建設工事の入札参加資格審査電子申請（追加第 1 回～第 6 回）の手引き」をご覧ください。
- ※ 3 この申請期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。

3 別途提出が必要な書類について

次頁に定める書類等については、「資格審査受付システム」（以下、「システム」という。）による電子申請を行った際の最後に発行される**受付票**とともに、郵送又は持参していただく必要があります。

※ 郵送又は持参の期限

	提出期限（必着）		提出期限（必着）
追加第 1 回	平成 29 年 5 月 19 日（金）	追加第 4 回	平成 30 年 2 月 16 日（金）
追加第 2 回	平成 29 年 7 月 14 日（金）	追加第 5 回	平成 30 年 5 月 18 日（金）
追加第 3 回	平成 29 年 10 月 13 日（金）	追加第 6 回	平成 30 年 9 月 14 日（金）

以下の書類 1 部を、江田島市に提出してください。

提出された書類はお返ししません。提出時には十分注意してください。

書類の提出先：〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 5 0 5 番地 江田島市総務部財政課
--

番号	提出書類等	申請者	
		県内業者	県外業者
1	送信完了 兼 受付票 (電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。 提出書類の表紙として一番上に添付してください。)	○	○
2	委任先に関する調書	様式第 2 号 ○注 2	様式第 2 号 ○注 2
3	補足事項調書 (必要事項を入力したファイルを CD に保存し、 会社名を直接記載又はシール等を貼付して提出してください。)	補足事項調書 ○	補足事項調書 ○
4	建設業法第 3 条第 1 項の規定により許可されていることを証する 許可証明書又は許可確認書 (写しも可) [申請日の 3 か月前までに許可を受けた場合に限り許可通知書の写しも可] [更新手続中の場合は、直前に申請した受付印のある建設業許可申請書 (建設業 法施行規則に定める別記様式第 1 号, 別紙一及び別紙) の写しも可]	○	○
5	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○注 3	○注 3
6	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した 書面又はその写し	△注 4 注 14	△注 4 注 14
7	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した 書面又はその写し 「■ 入札参加資格審査申請等に使用する納税証明の交付請求をするとき」 (http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html) 納税証明書交付申請書 (滞納なし用) により取得してください。	△注 5 注 14	△注 5 注 14
8	国税通則法施行規則 (昭和 3 7 年大蔵省令第 2 8 号) 別紙第 9 号その 3, その 3 の 2, その 3 の 3 のいずれかによる納税証明書 (消費税及び地方消費税に係るもの) 又はその写し (http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm) を参照してください。	△注 6 注 14	△注 6 注 14
9	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△注 14・注 15	△注 14・注 15
10	エコアクション 2 1 の認証・登録を示す認証・登録証の写し [広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出。] [経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と 記載がある場合は、エコアクション 21 又は ISO14005 に係る評価は行いませんので、 提出不要。]	△注 15	△注 15
11	ISO 1 4 0 0 5 準拠の制度における合格判定に係る合格証の 写し [広島県内の建設業法上の営業所等が、認証取得している者のみ提出。] [経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と 記載がある場合は、エコアクション 21 又は ISO14005 に係る評価は行いませんので、 提出不要。]	△注 15	△注 15
12	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度 (C PDS) における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々 年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会 連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し [学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。]	△注 15	△注 15
13	建築 CPD 運営会議の建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提 供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の 前年度及び前々年度の認定時間数について、建築 CPD 運営会議が 証する書面の写し [学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。]	△注 15	△注 15

14	建築 C P D 実績証明書内訳書（紙で添付してください。）	様式第 4 号 △注 15	様式第 4 号 △注 15
15	造園 C P D 協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し 〔学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。〕	△注 15	△注 15
16	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者雇用率 2.0%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△注 7 注 15	△注 7 注 15
17	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）	注 15	注 15
18	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 〔県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても対象外。） 〔別添の「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。〕	注 14・注 15	
19	協力雇用主登録証明書の写し 〔県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても対象外。） 〔別添の「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（Tel082-221-4496）が発行した証明書を提出してください。〕 〔証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・82 円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。〕 〒730-0012 広島市中区上八町堀 2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛	注 14・注 15	
20	使用印鑑届（写し不可）	様式第 6 号 △注 8	様式第 6 号 △注 8
21	印鑑証明書又はその写し	○注 9・注 14	○注 9・注 14
22	商業・法人登記簿謄本、登記事項証明書（代表者事項証明書を含む）又は身分証明書（写しも可）	○注 10・注 14	○注 10・注 14
23	工事経歴書（建設業法施行規則様式第 2 号）	○注 11	○注 11
24	はがき等（受付票の交付を希望する者は、官製はがき及び私製はがきに 5 2 円切手（平成 2 9 年 6 月 1 日からは 6 2 円切手）を貼ったもの又は封筒に 8 2 円切手を貼ったもので、必ず送付先を記入してください。）	△注 12	△注 12
25	封筒（入札参加資格認定通知書の発送用で、長形 3 号に 8 2 円切手を貼り、必ず送付先を記入してください。）	○	○
26	フラットファイル（A 4 版）	○注 13	○注 13

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

- 注 1 様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- 注 2 江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。
主たる営業所（＝本店）以外に営業所がない場合は、「0 1」から「1 3」までを空白で提出してください。
- 注 3 詳細については、広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会の「平成 2 9・3 0 年度建設工事の入札参加資格審査電子申請（追加第 1 回～第 6 回）の手引き」の「5 経営事項審査の総合評価値通知書」を参照してください。
- 注 4 江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に納税義務のない場合には必要ありません。
- 注 5 広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に納税義務のない場合には必要ありません。
- 注 6 消費税及び地方消費税の納税証明書について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第 9 号様式（その 3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写しを添付してください。（その 3 の 2 又はその 3 の 3 でも可とします。）
- (2) 県内業者及び県外業者とも添付してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その 3」は発行されます。
- (4) 納税証明書は、納税地を管轄する税務署（他の税務署では発行されません。）で発行され、原則即時交付されます。
- (5) 納税証明書は、証明手数料として交付請求時に 400 円（オンライン交付請求の場合 370 円）が必要です。
- (6) 納税証明書についてのお問合せは、最寄りの税務署にしてください。
- (7) 納税証明書の交付請求手続きについては、次のアドレスを参照してください。
<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm>

注 7 「16 障害者の雇用状況」について

県内業者のみが対象です。（県外業者が県内の営業所で障害者の方を雇用していても対象外です。）雇用義務の有無を確認の上、下表の要件を満たす場合のみ入力し、添付書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類（市に提出）
・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する 障害者 （以下「障害者」という。）を 雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.0%）を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した 障害者雇用状況報告書 （事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

注 8 実印に代えて、入札、見積及び契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印鑑を届出したい者のみ、提出してください。

注 9 会社・法人にあっては、会社・法人登記を管轄する法務局で発行されたもの、又は個人にあっては、住所地の市区町村が発行したものを提出してください。

注 10 登記事項証明書については、商業・法人登記情報交換システムにより、最寄りの法務局から他の登記所管轄の会社・法人のものを取得することもできます。なお、コンピュータで管理されていない登記簿の謄本・抄本については、会社等の本店又は支店の所在地を管轄する法務局（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html）でのみ取得することができます。
 身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもので、申請者の本籍地を管轄する各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

注 11 直近の経営事項審査を申請した際に添付したもので、申請しようとする業種についてのものを提出してください。

注 12 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書等の受付の証明を希望する者は、必ず送付先を記入したはがき又は封筒を提出してください。

注 13 提出書類等については、上記一覧表の順番（「3」、「24」及び「25」は除く。）に綴じ、表紙及び背表紙には「商号又は名称」を必ず記入してください。なお、色の指定はありませんが、とじ具が金属製のものについては、不可とします。

注 14 「6」から「9」まで、「18」、「19」、「21」及び「22」の提出書類については、電子申請

を行った日の3 か月前の日以降に発行されたものを提出してください。

注 15 「9」～「19」については、加入、認証取得、報告等をしている者のみ提出してください。

4 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成 29 年度及び平成 30 年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、平成 31 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成 29 年度及び平成 30 年度中に江田島市が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、平成 31 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、江田島市が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から、平成 31 年 5 月 31 日までとします。ただし、この資格は平成 31 年度においても、その年度における資格が認定される日までは、有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

5 その他

申請日時点において、平成 29・30 年度の入札参加資格の認定を受けている者で、業種の追加申請を行う者については、入札参加資格者名簿にかかる事項に変更がある場合に、申請前に変更手続をとる必要があります。

詳しくは、江田島市の入札・契約情報のホームページ (<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/categories/show/14>) を参照してください。